

II 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和6年度に当委員会が取り扱った調整事件は11件であり、前年度から3件減少しました。その内訳は、前年度からの繰越しが2件、新規申請が9件であり、このうち10件が終結し、1件が翌年度への繰越しとなりました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1表 調整事件の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
係属件数	前年度からの繰越し	4	0	3	5	2
	新規	9	15	11	9	9
	合計	13	15	14	14	11
終結件数	解決	4	3	6	4	3
	不調・打切り	8(3)	7(3)	3(1)	6(3)	6(2)
	取下げ	1(0)	2(1)	0(0)	2(0)	1(0)
	合計	13(3)	12(4)	9(1)	12(3)	10(2)
翌年度へ繰越し		0	3	5	2	1
解決率(%)		33.3%	30.0%	66.7%	40.0%	33.3%

(注1) ()内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したものの。

(注2) 解決率は、解決件数を、取下げを除く終結件数で除したものの。

(2) 平均処理日数・平均調整回数

令和6年度に終結した事件の申請から終結までの1件当たりの平均処理日数は89.7日でした。

なお、あっせんが実施され、令和6年度に終結した事件の平均調整回数は2.0回でした。

2-2表 調整事件の平均処理日数（単位：日）・平均調整回数（単位：回）

区分		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平均処理日数		101.8	80.3	127.0	86.8	89.7
平均調整回数		2.3	1.9	2.1	2.6	2.0

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

(3) 調整事件一覧

2-3表 令和6年度調整事件一覧

事件番号	区分	申請者区分	事業者の業種	調整事項	申請年月日	終結年月日	終結事由	備考
繰越5-11	あ	労	金融業, 保険業 (保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む))	元営業部長による法令違反の件等に関する説明	5.11.30	6.4.18	打切	
繰越6-1	あ	労	医療, 福祉 (医療業)	特殊勤務手当廃止の撤回または代償措置の導入	6.3.7	6.9.17	解決	協定締結
6-2	あ	労	サービス業 (他に分類されないもの) (建物等維持管理業)	解雇撤回及び無期雇用転換	6.7.5	6.10.21	解決	協定締結
6-3	あ	労	医療, 福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	夏季休暇日数の増加、一時金の増額	6.7.12	6.10.25	打切	
6-4	あ	労	医療, 福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	未払い賃金の支払いを決める実質的協議の場を設けること	6.9.18	7.1.10	解決	協定締結
6-5	あ	使	卸売業, 小売業 (機械器具卸売業)	組合員の労働条件の明確化	6.11.7	7.2.3	打切	
6-6	あ	使	建設業	団体交渉の促進	6.11.29	7.2.12	打切	
6-7	あ	労	宿泊業, 飲食サービス業 (飲食店)	組合員に係る休業・給付金不支給問題の解決	6.12.9			
7-1	あ	労	運輸業, 郵便業 (道路貨物運送業)	組合員に対する一時金の不平等支給問題の解決	7.1.9	7.2.14	打切	
7-2	あ	労	医療業, 福祉業 (医療業)	「令和6年度 診療報酬改定」に伴う賃上げについて	7.2.19	7.3.17	打切	
7-3	あ	労	製造業 (はん用機械器具製造業)	定年後再雇用後の賃金減額の撤回	7.3.10	7.3.11	取下	

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。